

## 上越市道における法定外表示等の設置について

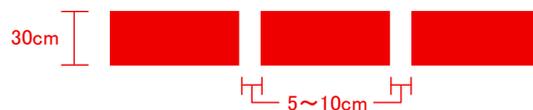
上越市道における法定外表示等の設置については、下記を原則とする。

### 1 道路の新築、改築又は修繕に伴う設置

交通の安全と円滑を図るため、法定外表示等（交差点クロスマーク、ドットライン及びグリーンベルト等）の設置（新規及び変更）を検討する場合、公安委員会と協議のうえ、設置が必要と判断されたものは、警察庁の「法定外表示等の設置指針について（通達）」に基づき設置する。

また、交通規制の一時停止が設置できず指導停止線の設置を検討する場合、公安委員会と協議のうえ、設置が必要と判断されたものは、幅30cmの破線※（白色）で設置する。ただし、優先関係が明確ではない交差点部等、指導停止線を設置することにより誤認されるおそれがある場合は設置しない。

※破線：線を三等分し、実線間は5～10cm程度とする。



### <参考>優先道路（道路交通法第36条第2項より）

車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

### 2 道路占用工事の復旧（現状回復）に伴う設置

占用工事に伴い法定外表示等を復旧する場合、指導停止線は幅30cmの破線（白色）で復旧し、その他の表示は警察庁の「法定外表示等の設置指針について（通達）」に基づき復旧する。

### 3 道路の維持（引き直し）に伴う設置

法定外表示等の引き直しは、道路管理者が現地の状況を確認のうえ、必要と判断したもののについて維持工事を行う。

なお、道路管理者以外の者が行う場合は、軽易な道路の維持として、作業内容、範囲及び時期等について道路管理者が合意（道路法第24条の手続きは不要）すれば維持工事を行うことができる。

#### 附則

令和8年4月1日以降から適用する。